

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³²〕消費税その20

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入について

Q 2019年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に軽減税率制度が導入されます。

また、2023年10月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が始まります。インボイス制度の概要について教えてください。

A 消費税の課税事業者が、消費税の計算（仕入税額控除）を行うにあたっては、取引先から受け取った請求書や領収書を保存した上で、会計帳簿に必要な事項を記載しておかなければなりません。現行のこの制度のことを「請求書等保存方式」といいます。

「請求書」等ではなく、「適格請求書（インボイス）等の保存を仕入税額控除の要件とするのが「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）です。

現在は、取引先が独自の様式で発行した請求書等を保存しておけば足りませんが、「適格請求書等保存方式」が導入された以降は、「適格請求書」の発行事業者として登録された事業者が発行する「適格請求書」等を保存しておくことが要件となります。

「適格請求書」等とは、適用する税率、税額など法定の事項が記載されている請求書等のことをいい、現行の請求書等よりも記載する事項が多くなっています。

軽減税率制度が導入され複数税率となると、取引明細ごとに適用税率・税額がわからないと正確に仕入税額控除することができません。「適格請求書等保存方式」の導入の目的は、取引明細ごとの消費税を明確にして、不正のない正しい消費税計算が行われることにあります。

なお、2019年10月の消費税率の10%への引き上げ後、「適格請求書等保存方式」が導入される2023年10月ま

では、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれる制度が導入されます。

「区分記載請求書」等は、現在の請求書等への記載事項に加えて、軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額を記載します。ただし、取引先からやの記載がない請求書等を受け取った場合でも、受け取った事業者が取引の事実に基づいてやの情報を自ら追記できることとされています。

1. 適格請求書発行事業者登録制度

「適格請求書」を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

2. 登録申請のスケジュール

登録申請書は、2021年10月1日から提出可能です。「適格請求書等保存方式」が導入される2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、2023年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

3. 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

取引年月日

取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）（「 」印等をつけることにより明記）

税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込）及び適用税率

消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）

書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書

② ××年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール ③	6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		(消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円) ⑤		(消費税 3,200円)

④

① 登録番号T1234567890123

△△(株)

なお、小売業、飲食業、タクシー業等の不特定多数の者に対して販売等を行う一定の事業の場合には、取引の相手方を都度、記載するのが難しいため、取引の相手方の氏名等を省略した「適格簡易請求書」を発行することができます。

「適格簡易請求書」の記載事項は上記 から となり (ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。) 上記 の「書類の交付を受ける

事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

4. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置
「適格請求書等保存方式」の導入後は、適格請求書発行事業者以外の方(免税事業者、消費者等)からの仕入れについては、仕入税額を控除することができなくなります。

ただし、2023年10月1日から一定期間は、区分記載請求書と同様の記載事項が記載された請求書と帳簿(経過措置の規定の適用を受ける旨の記載が必要)を保存することにより、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
2023年10月1日 ～2026年9月30日	仕入税額相当額の 80%控除
2026年10月1日 ～2029年9月30日	仕入税額相当額の 50%控除

(税制委員会：小林秀子、齋 秀行、大池 明
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

松本法人会

部会紹介
シリーズ

第24回 行ってきました! 朝日部会

～“日本三百名山鉢盛山2447登山マラソン大会”
に出場してみませんか!～

朝日村が開村130周年を迎えた昨年、村の魅力を発信する新しいスポーツイベントとして産声を上げたのが「日本三百名山鉢盛山2447登山マラソン大会」です。昨夏の第1回大会には県内外から283名の方が参加し、信州朝日村の美しい自然の魅力が満喫できるコースで気持ちの良い汗を流されました。準備から当日の運営、沿道での水かけや野菜・スープのふるまいなど、地元の皆さんの手作り感溢れるマラソン大会は参加者に大変好評だったそうです。

そして今年も8月に一部コースを変更し第2回大会が開催されることが決定しております。コースは村役場(昨年130周年に合わせて村産のカラマツを使って新築。)をスタートし、村のシンボルである鉢盛山(日本三百名山に選定されている。標高は2447m。登山初心者の方にも比較的上りやすいとされ、山頂からの眺めも最高です!)の頂きを目指し、林道や登山道を駆け上がり、山頂で折り返して村役場に戻ってゴールするというものです。参加者は舗装されたアスファルトだ

けではなく、未舗装の林道、さらには登山道といった様々なコンディションの道を走ります。上記コースは全長38kmの「山頂コース」であり、その他にも「林道コース(32km) 登山道なし」「ゲートコース 林道・登山道なし(12km)」といった、参加者の実力・目的に合わせた3つのコースが設けられています。

ご興味をお持ちの方は是非、出場してみたいかがでしょうか! 第2回大会の開催日は2019年8月4日(日)となっております。(深澤和紀編集委員)

朝日部会
該当エリア：東筑摩郡朝日村
会員数：24社
部会長：武井 正 氏 (有オールライト)
部会長より：信州朝日村の魅力を存分に感じていただけのマラソン大会です。前日には「朝日村お夏まつり」も開催されますので是非お越しください♪